

## 職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

平成22年9月29日

岡山市人事委員会  
委員長 中野 惇

本日、本委員会は、議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものです。

本年4月における職員給与と民間給与を調査し、精密に比較した結果、月例給については職員の給与が民間給与を下回っていましたが、一方で、昨年の地方公務員給与実態調査（総務省）において、本市の職務の級の格付けが国の水準よりも高くなっているのではないかという、いわゆる「給与のわたり」の指摘を受けています。

本年の勧告に当たっては、地域民間給与水準との均衡と職務給の原則に基づく適正な給与制度の実現の両面から慎重に検討を行った結果、民間給与との較差を考慮しつつ、職務給の原則を踏まえた適切な給与制度に向けた見直し（給与のわたりの解消）を図る必要があると判断しました。

また、特別給については、職員の支給割合が民間を上回っていたため、0.2月分引き下げる必要があると判断しました。

本委員会としては、今後とも、地方公務員法に定める諸原則に基づいた適正な勧告を行うとともに、市民に対する説明責任を果たしていくことで、公正かつ中立な第三者機関としての立場を堅持して参りたいと考えています。

職員におかれましては、市民との連携と協働を深めながら真摯に職務に励み、ますます複雑・高度化、多様化する市民ニーズと政令指定都市移行を機にこれまで以上に高まっている市民の期待に対し、引き続き強い使命感と高い倫理観をもって応えていくことを希望するものです。

議会及び市長におかれましては、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されますよう要請します。

市民の皆様におかれましては、人事委員会が行う勧告制度の意義と役割に深いご理解を賜りますようお願い申し上げます。